

事業評価書（事前・事後）

平成18年8月

評価対象（事業名）	国立がんセンターにおけるがん予防・検診研究センターの開設	
担当部局・課	主管部局・課	医政局国立病院課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	4	広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療（政策医療）を推進すること
	I	政策医療を着実に実施すること

(2) 事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
<p>がん等について、地域医療との連携を重視しつつ、先端科学の研究を重点的に振興するとともに、その成果を活用し、予防と治療成績の向上を目的としたメディカル・フロンティア戦略に基づき、がん対策の充実の一環として、がん予防・検診研究センターを開設し、がんの発生を予防する研究や、がんを早期発見するための新たな検診法の開発等により、</p> <p>(1) 国立がんセンターにおける新たながん予防のための最新の検診技法の研究開発 (2) 最新の検診技術による標準的ながん検診手法の確立及び全国への技術移転等を推進している。</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
—	1,389	543	515	702

(3) 問題分析

①現状分析

安心・信頼してかけられる医療を確保するためには、地方公共団体や民間の医療機関では十分な対応が困難な広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療については国により着実に実施する必要がある。現在、我が国の死亡原因の第一位を占めるがんに関しても、国民の健康寿命の延伸という観点から、がんの予防、

早期発見・早期治療に関する総合的研究が推進されているところであるが、がん検診分野やがん予防分野の研究については、本態解明や治療研究に比べて研究の遅れが指摘されている。

また、平成18年6月にがん対策基本法が成立し、法律に基づいて定める基本的施策の一つとして「がんの予防及び早期発見の推進」が位置付けられ、がんの予防に関する施策やがん検診に関する研究の推進及び必要な施策の実施が規定されている。

②問題点

がん検診分野やがん予防分野の研究を重点的に推進する国の体制が遅れている。

③問題分析

従来、我が国におけるがんの研究においては、がんの本態及び発症メカニズムの解明や、治療技術・治療方針に関する研究分野を中心として研究が推進され、がん検診分野やがん予防分野の研究は相対的に力点が置かれてこなかった。

④事業の必要性

がん予防・がん検診技術開発研究における国家的中核的拠点施設としてがん予防・検診研究センターを国立がんセンター内に整備し、がん検診分野及びがん予防分野の研究を推進する必要がある。

更に、医療制度改革の推進やがん対策基本法に基づく諸施策が推進される状況においては、がん予防・検診研究センターにおいてがん検診分野及びがん予防分野の研究を行う必要性はますます増大している。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトプット指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
本センターによる研究論文発表数	844	877	883	666	691	
(説明) がん検診分野及びがん予防分野の研究の推進状況を測定することができる指標である。		(モニタリングの方法) 厚生労働省で調査を行う。				
参考指標 (過去数年度の推移を含む)		H13	H14	H15	H16	H17
がんによる死亡率 (人口10万人対)		238.8	241.7	245.4	253.9	—
(説明) がんを死因とする死亡率。単位は人口10万人対。		(モニタリングの方法) 厚生労働省統計情報部「人口動態調査」				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>現在我が国の死亡原因の第一位を占めるがんに関する研究のうち、研究の遅れが指摘されているがん検診分野やがん予防分野の研究については先駆的分野の研究であり、直接収益を生むような性格の事業ではないので、民間による取組には限界がある。</p> <p>更にごん対策基本法では、国や都道府県の責務として「がんの予防及び早期発見の推進」が位置付けられていることから行政関与の必要性は明らかである。</p>			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>地方では地域医療における基本的・一般的医療を中心に医療の提供を行うこととなるため、がん検診分野やがん予防分野の研究については地方による取組には限界があり、国が率先して取り組む必要がある。</p> <p>更にごん対策基本法では、国や都道府県の責務として「がんの予防及び早期発見の推進」が位置付けられているところであるが、予防医学やがん検診に係る研究は、全国各地のがんの罹患状況や死亡状況、検診受診率などを収集・分析して考察していくことが必要であることから、国が行うのは当然のことである。</p>			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
<p>(理由)</p> <p>国立がんセンターがこれまで蓄積してきた知見等を活用して本事業を行うことが効率的であり、民営化や外部委託を行うことは非効率的である。</p>			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
<p>(理由)</p> <p>がんは国民の死亡原因の第一位を占め、また、がんによる死亡者数も増加し続けている状況であり、がん対策基本法の成立などを踏まえると、緊要性は極めて高く、本事業の早期実施が求められている。</p>			

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p>がん予防・検診研究センターにおいて引き続き研究が推進されることにより、がん予防のための先端的検診技法の研究開発、最新検診技術による標準的ながん検診手法の確立及び全国への技術移転などが進み、最終的には国民の健康寿命の延伸につながる。</p>
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>現在、がん検診分野やがん予防分野の研究は研究の遅れが指摘されているところであるが、がん予防・検診研究センターにおいて行われたがん検診の有効性評価に関する研究における成果などが自治体におけるがん検診のガイドライン改定に活用されるなど、信頼性の高い検診の実施につながっている。</p> <p>また、がん予防・検診研究センターで単にがん検診を行うだけでなく、受診集団の観察（検診受診後、5年間にわたり、毎年1回郵送による「健康状態に関するアンケート調査」を実施している。）を通じて、あるべきがん検診についての検討を行うとともに、がん予防・検診研究センターの検診で20人に1人の割合でがんが見つかった</p>

ている。

そのほか、消化管における FDG-PET 検査の有用性に関する研究などの最先端技術を用いた検診の研究や超音波装置による膵がんの検診手法の開発など既存技術を用いた新たな検診手法の開発などに取り組んでおり、今後においてもより信頼性の高い検診技術の開発が見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

高齢化が今後も進むことから、単なるがんの死亡率の推移だけでは有効性の評価は困難である。年齢調整した死亡率や罹患率、がん検診の受診率など様々な要素を勘案し、また、長期的な推移をも見ながら有効性評価を行う必要がある。

(3) 効率性

手段の適正性

がん検診分野やがん予防分野の研究については、これまで相対的に力点が置かれてこなかったことが問題であるが、この事業は、それらの分野の研究を飛躍的に進めるために、国家的な研究拠点施設を国が整備するものであり、手段として適正である。

更に、がん対策基本法の成立などにより、「がんの予防及び早期発見の推進」がこれまで以上に力が注がれ、国の責務としても明記されていることから国が整備することの適正性は十分あると考える。

費用と効果の関係に関する評価

がん予防・検診研究センターの開設により生じている社会便益については測定が困難ではあるが、国民の生命というかけがえのないものの損失を避けることにつながる事業でありその便益は非常に大きいものである。

また、これまでの研究において、各種がん検診の有効性評価にも着手しているが、こうした研究の成果を通じてより信頼性の高いがん検診の実施にも寄与している現状から費用対効果は大きなものがあると言える。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

（有の場合の整理の考え方）

(4) その他

がんは国民の死亡原因の第一位を占め、また、がんによる死亡者数も増加し続けている状況であり、他の事業に優先して実施する必要がある。

更に、がん対策基本法を踏まえても優先的に行うべき事業である。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

メディカル・フロンティア戦略（抜粋）

○次世代の先端科学及び医療・医術を国民の健康のために重点投入し、働き盛りの国民にとっての二大死因であるがん、心臓病への挑戦と、寝たきりや痴呆にならない健康な高齢期を目指す総合的な戦略である「メディカル・フロンティア戦略（仮称）」を策定し、活力ある長寿社会を創造する。

計画期間 2005年までの5か年計画

目標 働き盛りのリスク対応 [二大死因への挑戦]

がんの征圧 → 治癒率を20%改善

がん対策アクションプラン 2005（平成17年8月25日がん対策推進本部）及びがん対策推進戦略アプローチ（平成17年8月25日がん対策推進本部）（抜粋）

- ・がん検診の質の向上
- ・効果的ながん検診の普及
- ・がん予防の推進

がん対策基本法（平成18年法律第98号）

- ・がんの予防の推進（第十二条）
- ・がん検診の質の向上等（第十三条）

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。